

第4回教育委員会会議

1 日時 令和5年3月22日（水曜日）午後3時～午後5時

2 場所 大阪市役所本庁舎7階 市会第5委員会室

3 出席者

多田 勝哉 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理者

平井 正朗 教育長職務代理者

大竹 伸一 委員

栗林 澄夫 委員

三木 信夫 教育次長

塩屋 幸男 東住吉区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

川本 祥生 総務部長

忍 康彦 教務部長

村川 智和 総務課長

橋本 洋祐 連絡調整担当課長

花月 良祐 学事課長

鈴木 慎一 文化財保護課長

中野下 豪紀 教職員人事担当課長

上田 慎一 教職員服務・監察担当課長

中道 篤史 初等・中学校教育担当課長

平岡 昌樹 インクルーシブ教育推進担当課長

松浦 令 教育政策課長

有上 裕美 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名
- (3) 案件

議案第 22 号	大阪市立小学校・中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則案
議案第 23 号	大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案
議案第 24 号	学校選択制にかかる検証最終まとめ（案）について
議案第 25 号	博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案
議案第 26 号	改正個人情報保護法の施行に関する規則案
議案第 27 号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問について
議案第 28 号	令和 5 年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト採用者の決定について
議案第 29 号	職員の人事について
議案第 30 号	職員の人事について
議案第 31 号	職員の人事について
議案第 32 号	大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則案
議案第 33 号	職員の人事について
議案第 34 号	職員の人事について
議案第 35 号	職員の人事について
議案第 36 号	職員の人事について
報告第 8 号	通級による指導の学びの場について

協議題第 5 号 令和 6 年度使用小学校教科用図書の採択について

なお、議案第 27 号、第 29 号から第 31 号については、会議規則第 7 条第 1 項第 2 号に該当することにより、また、議案第 28 号、第 32 号から第 36 号、報告第 8 号、協議題第 5 号については、会議規則第 7 条第 1 項第 5 号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第 22 号「大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則案」及び議案第 23 号「大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案」を一括して上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は中之島小学校と中之島中学校の開校に当たり、先の市会において学校設置条例の改正が議決されたことを受け、就学に関する規則及び学校管理規則の一部の改正をお諮りするものである。

まず、議案第 22 号について、1 の改正の趣旨及び理由は、児童が急増している地域において、児童の教育環境を考慮した効果的な対応策を検討するため、市内中心部児童急増対策プロジェクトチームにて対応策を検討し、過大規模化が懸念される扇町小学校、西船場小学校、花乃井中学校の対応策として、当該の中之島小学校及び中之島中学校の設置に至ったところである。

施設一体型小中一貫校として、令和 6 年 4 月に開校する当該両校について、児童生徒の全市募集を行うことに伴う規則の一部を改正するものである。なお、当該校については、過大規模化の解消と学校適正規模での運営を可能とするために全市募集に際し、応募者多数の場合の抽選時には周辺の急増対策が必要な学校や地域からの優先について、今後具体的に検討、調整を進め、関係規定については、今後の教育委員会会議においてお諮りしたいと考える。

2の改正の内容について、全市募集を行う施設一体型小中一貫校の定義の中に、中之島小学校及び中之島中学校を新たに追記する。

3の施行期日は、令和5年4月1日としている。

次に議案第23号について、改正の概要及び理由は、当該規則では、小中一貫校を指定し、通称を定めているが、条例改正を受け、中之島小学校及び中之島中学校の通称を定めるものである。

改正の内容については、規則第15条の表のところに中之島小学校、中之島中学校の名前を追加し、通称を中之島小中一貫校とする。

施行期日については、令和5年4月1日としたいと考える。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 ただいま御説明いただいた内容に反対するわけではなくて、是非進めていただきたいという観点から少し発言させていただきたいと思います。今、日本は少子化で、今後に向けて課題があると言われておりますけれども、ただいまいただいた御説明は、それとは逆に当該地域は人口が増えて、子どもたちの教育の対応をしなければいけないということだったと思います。国全体として、今、中教審で議論をはじめようとしていることに、外国からの児童との、さまざまな形での国際的な交流の進展があります。それに対応するように日本も外国に対応できるような、そうした国にしていかななくてはならないという議論が始まっているように聞いております。特にそうしますと今まで教科の中でやっていた内容が、これまでと同じものであっているのかということが起こってくると思います。例えば英語であれば、今までは読み書きを中心に生徒が学習するという形でやってきたわけですが、実際にはそうした言語は外国の学校では話し言葉として使われているわけですよね。ですから読む・書く・話すというようなことを同等にやっていかななくてはならないことが起こってきています。そうした場合に、今後に向けて、では日本のその教育のリーダーシップをどのように執っていくのかということがやはり課題になるわけです。東京は中心都市の一つです

から、そうしたことに対応していくということはもちろんですが、大阪も日本では代表的な都市であり、リーダーシップを執って今後の日本の学校教育を支えていく、そういう役割を担うべきだと思います。そういう観点からすると、議案の内容に戻りますけれども、こうした内容を臨機応変に変えることができるように対応していくというのは、非常に重要なことではないかと思います。小中一貫校というのもそうです。これまで日本は戦後、瓦礫に近いような国になってしまった中から追いつき追い越せということで、教育も追いかけてやってきました。けれども、それは均質な教育力を背景にしていなければ、生産性もばらばらになってしまうということで、同じ学校制度でやってきたということがあると思うのですが、今の時点では部分的にはあれ、そうしたことをやはり修正して、これから交流が深まっていく外国との間での教育に耐えることができるような、そうした国づくりを東京や大阪の大都市をリーダーとして進めていく必要があると考えられると思っています。今、教員養成系大学もそうした観点からフラッグシップ制度というようなものを作っておりますけれども、これはこれからどういうものを生み出すことができるかということを議論されるのだなという、そういう段階だと考えております。私は反対するという立場ではなくて、こうしたことはむしろ臨機応変に対応できるような形を作っていくことが大事で、大阪市が今回提案しておられる、教育委員会で将来に向けて対応していこうとしておられることは、むしろ状況に応じて対応できるように進めていくべきではないかという観点から発言させていただきました。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第 24 号「学校選択制にかかる検証最終まとめ（案）について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件については、昨年 10 月に中間まとめ、本年の 2 月 14 日に検証報告書最終まとめ素案として協議し、その後、市会においても議論した。市会では、各会派からは通学路の安全

対策とか、学校が荒れているのではないかといった風評による選択などへの対応を求める質疑があった。今後、区役所などの関係機関と関連して、対策を検討していくとしているが、具体的にこの検証報告素案の内容の変更を求めるというものではない。なお、素案から今回提出している案の細かな変更点であるが、本文中に学校選択制による転入転出などと表現していたところ、学校選択制により通学区域外からの就学、学校選択制により通学区域外への就学などと文言の修正を数か所行ったところである。今般の検証をもとに、学校や区役所などの関係機関と連携して課題解消を図り、学校選択制がよりよい制度となるよう努める。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 25 号「博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本市は指定都市として都道府県と同様に区域内に設置される博物館についての登録に係る業務を担っている。当該規則については博物館法第 16 条の規定に基づいて定められているところ、その博物館法が令和 4 年 4 月 15 日付けで改正され、この令和 5 年 4 月 1 日付けで施行されるのを受け、博物館の登録に関し必要な事項について規定整備を行うものである。2 の改正の内容について、この改正により、これまで限定的に理解されていた設置主体が緩和されたことなどに伴い、公立博物館と私立博物館での登録区別が廃止されたため、私立博物館の申請様式を削除すること、また審査要件の変更に伴い、あらかじめ登録の際に学識経験者もしくは専門家からの意見聴取をすることなどが主な改正点となっている。

施行日は、法の施行と同時である令和 5 年 4 月 1 日としたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 26 号「改正個人情報保護法の施行に関する規則案」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

これまでの間、地方公共団体ごとで個人情報保護条例を制定し、個人情報保護制度を運用したところであるが、国の個人情報の保護に関する法律が改正され、同法が地方公共団体の機関にも直接適用されることとなったことから、令和 5 年 4 月 1 日以降については、同法による共通ルールの下、個人情報保護制度を運用していくこととなる。これを受けて、法律の施行に当たって必要な事項を定める大阪市個人情報保護に関する法律の施行等に関する条例が令和 5 年 2 月 27 日付けで公布され、法律及び条例に係る施行規則については、現在、本市の総務局が市規則の制定を進めているところである。その際、改正個人情報保護法第 87 条第 1 項の規定により、電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示を行う場合における方法については、各行政機関等で定める必要があることから、今回本規則を制定するものである。なお、施行期日としては令和 5 年 4 月 1 日を予定している。内容について、市規則第 9 条において、開示の実施等に関する事項が定められることとなっており、教育委員会としても、この方法に準じた取扱いとしたいと考える。こちらの方法の具体的内容については、保有個人情報の開示における閲覧に準ずるものについては第 1 項に、交付に準ずるものについては第 2 項にそれぞれに規定があり、こちらに示された方法に準じて取扱い、教育委員会も市の総務局、市全体に準じた取扱いとしたいと考える。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 これは、総務局の規則とほとんど同じになるわけですね。

【川本総務部長】 はい。そうです。

【森末委員】 そうですね。そこで例えば交付の方法としてはビデオカセットテープ、VHS 式に限るとか、電磁的記録は幅 90 ミリメートルのフロッピーディスク（2HD）に限るとか、かなり細かく規定されているのですが、これは技術の進展でまた変わる可能性がある、それは規則改正するということですね。

【川本総務部長】 はい。

【森末委員】 料金は、また別に定めますよね。

【川本総務部長】 料金は別ですね。

【森末委員】 そうすると、今までのコピーを渡すだけではなくて、こういう複写物や複製物を渡すときには、別料金を定めるのでしょうか。

【川本総務部長】 媒体で渡すときは、そういう形になろうかと思います。

【森末委員】 実費相当額を積み上げるのでしょうか。それはまた別の規則というか、これは条例で決めるものですよ。

【川本総務部長】 開示と違うので、市規則になるかと思います。個人情報の規則に載っていたかと思います。開示は、開示請求と公開請求とで、それぞれの規則に定める施行細目に基づき、料金のことも別表で載っているというような状況です。

【森末委員】 ただ、その別表で少し高い料金なのでしょうね。

【川本総務部長】 そうですね。

【森末委員】 はい、結構です。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 27 号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

昨年度よりいじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の重大事案が発生した場合には、第三者委員会による初動調査を行うこととしているが、この初動調査実施後に当該児童生徒及びその保護者が希望した場合には、その希望が著しく合理性を欠く場合を除き、第三者委員会に対

して諮問を行い、詳細調査を実施するという仕組みを運用している。

今般、大阪市立小学校の児童の事案に関して、当該児童保護者より詳細調査の実施希望があったが、事案の経過を踏まえると、詳細調査を実施することに関し、著しく合理性を欠くと認められる事情はないものと考えている。調査審議の範囲として、ア 本事案に係る事実関係の調査、イ 本事案に係る学校、教育委員会の対応の検証及び分析、ウ 調査結果に基づく是正及び再発防止のための必要な措置の検討の３点とした上で、第三者委員会において取りまとめた報告書により、教育委員会宛て答申を求める内容で諮問を行う予定としている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第８号「通級による指導の学びの場について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

通級による学びの場の整備を進めていくこととしており、整備の方針としては、令和８年度をめざし、通級による学びの場を小中学校全校に開設したいと考えている。ただし、一部の小規模校及び分校は除く。整備の考え方としては、来年度令和５年度に自校通級モデル校として３３校に設置する。令和６年度はモデル校の拡充として全区にモデル校を設置し、研究の深化、充実を図ることとする。開設校については、各区とも児童生徒在籍数の多い学校から、小学校は１校から４校程度、中学校は１校から２校程度とし開設する。令和６年度までのモデル校での経験を踏まえ、令和７年度以降は在籍数の多い学校から順次開設したいと考えている。

また、全校児童生徒数が少ない一部の小規模校及び分校については、巡回指導による通級指導を行う。巡回による指導とは、通級指導担当教員が複数の学校を巡回して、通級による指導を行うことである。令和５年度にはこれまで設置していた他校通級１７校、そして自校通級２校があるので、それに加え自校通級モデル校として３３校に設置し、合計５２校において通級による指導を行う。令和６年度は先ほどの方針に従い、全区にモデル校を拡充し、９０校

程度開設する。以降、令和 7 年度 120 校、令和 8 年度 130 校と順次設置していく計画である。

通級による指導の場所としては、基本的には通級による指導を行う教室とするが、指導を受ける児童生徒の指導目標や通級による指導の学習成果を確認するために、通常学級で指導を受けることもある。また通級による指導の教室については、特別支援学級として活用していた教室、あるいはその一部を活用することとする。空き教室があれば、空き教室を利用する場合もある。通級による指導を担う人材としては、自校通級開設校には 1 名の教員を配置する。

これらの考え方の説明を次年度 4 月に校長に説明する。保護者への周知も順次行っていく。また、全ての教員にも理解していただく必要があるので、全教員対象の自校通級に関する教員研修や担当予定教員対象の研修も実施する予定としている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 一部は巡回で手当するということですがけれど、表で見ると、例えば北区であれば弘済とか弘済分校はバーが引いていますけれど、ここが巡回対象になるのですかね。

【平岡インクルーシブ教育推進担当課長】 違います。

【森末委員】 どう読んだらいいのですかね。巡回対象は、どこで見たらいいのですかね。

【平岡インクルーシブ教育推進担当課長】 巡回は、巡回と書いてあります。

【森末委員】 書いていましたか。

【平岡インクルーシブ教育推進担当課長】 港区になりますけれども、築港中学校が該当します。

【森末委員】 巡回とあるのですね。

【平岡インクルーシブ教育推進担当課長】 はい。

【森末委員】 そうすると巡回と書いてあるところは何のくらいあるのでしょうか。

【平岡インクルーシブ教育推進担当課長】 巡回ですと 5 校程度です。

【森末委員】 巡回の場合と自校設置の場合で不公平ができればないようにしたいので

すけれど、それはできるのですか。巡回と自校ではやはり多少は差があるのでしょうか。

【福山指導部長】 小規模校の学校については、当然対象になる児童生徒も少ないですから、巡回による対応で自校通級を設置している学校と遜色ないようにしていきたいと考えております。

【森末委員】 回数とか時間数とか、できるということでもいいですね。

【福山指導部長】 はい。

【森末委員】 そうしますと、バーはどういう意味ですか。

【平岡インクルーシブ教育推進担当課長】 バーは今のところ設置しないということです。既にもう特別支援学級など、小さい学校では充実していますので、その対象の児童生徒がもういらっしゃらないという考え方です。

【森末委員】 そういうことですか。

【平岡インクルーシブ教育推進担当課長】 そうです、はい。

【森末委員】 分かりました。

【平井委員】 児童と保護者への理解は、どのように求められますか。

【福山指導部長】 来年度に向けまして、今年度中に各学校で校長先生や特別支援学級担当の教員から、この特別支援学級で在籍した場合の支援と、それから通級指導による支援の違いを説明しておりまして、それを理解いただいた御家庭の児童生徒さんを来年度の自校通級のモデル校で通級指導していくということになっております。

【平井委員】 これは令和5年度から少しずつ学校数を増やしているので、最初のときは数が少ないので浸透しやすいと思いますが、2年目3年目とやっていると温度差が出るのが懸念されるので、周知徹底が要ると思います。令和7年度には100校を超えていますね。

【福山指導部長】 はい。

【平井委員】 100を超えて、8年度には130校なので、この辺りの時期でしょうね。

【福山指導部長】 はい、ありがとうございます。

【栗林委員】 同様のことなのですけれども、通級による指導が始まり、自分の子が受

ける場合に、それがネガティブに親御さんに捉えられるということはありませんか。

【福山指導部長】 基本的には、特別支援学級に在籍するのも自校通級で特別な支援を受けるのも、当然ニーズに応じて対応しますので、学校があなたは別教室で指導しますという一方的なことにはならないので、当然御理解いただいた上での支援になります。

【栗林委員】 了解いたしました。

協議題第5号「令和6年度使用小学校教科用図書の採択について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず基本的な事柄として、本市では令和元年度の小学校採択から4採択地区に変更し、令和2年度の中学校採択から選定委員会を採択地区ごとの4つの地区部会に分割し、採択地区ごとに調査研究を行い、答申を作成する仕組みに変更している。来年度の小学校採択においても、令和2年度の中学校採択と同様にしたいと考えている。また、前回の中学校採択では10教科16種目について採択したが、来年度の小学校採択では11教科13種目について採択していただくこととなる。

来年度の小学校採択においても、教育委員会からの諮問を受けて調査研究結果を答申する教科用図書選定委員会に、採択地区の実情に適したよりよい教科書採択事務を実現させるため、採択地区ごとに地区部会を設置する。その地区部会ごとに調査研究を行い、審議した結果を取りまとめ、教育委員会に答申する仕組みでと考える。

選定委員の構成については、地区部会ごとに保護者、学校協議会委員、学識経験者、校長、区担当教育次長、教育ブロック担当部長、事務局職員の7名と、選定委員会全体を取りまとめる役割として委員長職が1名、合計7名掛ける4地区プラス1名の合計29名となる。さらに、採択地区ごとの各調査結果の集約や答申資料の取りまとめの事務を、指導部の各教育ブロック担当が担当する。教育センターの種目担当指導主事は担当教科の専門性を生かして、各地区の専門調査会からの求めに応じ、専門的な指導助言を行う立場を担うことになる。

なお、教科書センターに関しては、小中学校で使用する全ての教科書を展示し、保護者や

市民の方が教科書を閲覧する機会を確保するとともに、教科書採択への関心を持ち、教科書や教科に対するより一層の理解を深めていただくために設置している。

大阪市においては 30 か所で教科書展示会を開催する予定であり、学校協議会委員、保護者、市民からのアンケートも実施し、全体の集約結果を参考資料として、選定委員会や教育委員会会議にて報告する。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 これでよいと思いますが、文科省が検定教科書として認めた教科書が実際生徒に配付された後に、誤植が見つかった例があったと思います。

【福山指導部長】 はい。

【平井委員】 今年ですね。

【福山指導部長】 はい。

【平井委員】 チェック体制はできていると思うので、誤植だけではなく、妥当性・信頼性・客観性という点で再検しておく必要があると思います。文科省の検定で通っているにもかかわらず、授業が始まってから修正というのではタイム・パフォーマンスが悪いので、選定された方々が説明責任を果たせるよう検討していただきたいと思います。

【福山指導部長】 はい、ありがとうございます。

【森末委員】 選定の過程で教科書会社から何か接待とかいうのが、まだありましたね。もちろん教育委員も気を付けなければいけないです。その辺りはもちろん重々承知していますが、さらに徹底して、そのようなことがないように気を付けていただきたいと思います。

【多田教育長】 大阪市の場合は、より厳しい取り扱いで進めてきておりますので、来年度は小学校、その翌年度は中学校もございますので、公平公正な誠実な管理の下で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議案第 28 号「令和 5 年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト採用者の決定につ

いて」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

選考テストについては、昨年 10 月 25 日の教育委員会会議で合計 740 人の合格について承認をし、10 月 28 日に公表した。その後、事務手続きを進める中で、43 人から辞退の申出があり、697 人を本市教員として採用したい。参考情報であるが、辞退者の半数である 22 人が他都市などでの教員としての勤務を理由としていた。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 非正規雇用の教員がなかなか正規雇用になれない実態があるという話を聞いたことがありました。非正規の受験者で今回合格した人の割合を教えてください。非正規のそういう声がテレビでも取り上げられるということがあって社会問題化しているので、熱意を持った教員になるのに適格な非正規教員を採用できるよう、そういった観点をもって全体のバランスを見てはどうでしょうか。

【忍教務部長】 講師などの非正規の場合、特例を適用して受験し、採用していることが多く、改めて割合の御説明をします。

【平井委員】 この数年、複数受験を推奨する学校がとても多いので、辞退する学生が多いと聞きます。大阪市の教員になるメリットをいろいろ発信してほしいと思います。

【忍教務部長】 いただきましたような情報を集計することで次の試験に活かしていけるようなご助言も頂けるよう、後日ご案内します。

【平井委員】 今の大学 2 年生、3 年生、4 年生の教職履修率は、10 年前と比べるとかなり減ってきています。教員がブラックという印象を払拭する取組の PR が必要だと思います。

【森末委員】 辞退者の 22 名が他都市のどこに行かれたか聞いていますか。

【忍教務部長】 はい。滋賀県、愛媛県、愛知県、川崎市、横浜市、和歌山県などです。

【森末委員】 そうですか。兵庫県などの近隣かと思っていましたが、選考は同一日程

ですか。

【忍教務部長】 大阪府とは同一日程ですが、それぞれ異なります。

【平井委員】 高知県はないですか。

【忍教務部長】 高知県はないです。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 29 号「職員の人事について」を上程。

説明要旨及び議事概要については、大阪市職員条例第 30 条第 5 項の規定により非公表

議案第 30 号「職員の人事について」を上程。

説明要旨及び議事概要については、大阪市職員条例第 30 条第 5 項の規定により非公表

議案第 31 号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、中学校の期限付講師で、処分内容は、懲戒処分として停職 1 月とする。事実の概要について、当該講師は、2 行目の最後、昨年夏頃から本年 3 月までに計 3 回、インターネット賭博店で賭博を行ったというものである。補足であるが、講師は本年 3 月上旬、友人と賭博店を訪れたところ、警察などが店に捜査に入り、客を単純賭博の容疑で逮捕し、講師も同様に逮捕された。当該講師は、大学生時には当該店に出入りをして 10 回程度賭博を行ったと述べている。講師となってからは 3 回、店を訪れ、賭博を行い、1 回当たり 5 万円程度使い、全部失ったということである。講師は反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 32 号「大阪市教育局事務局事務分掌規則の一部を改正する規則案」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

規則の一部改正案の説明に先立ち、令和 5 年 4 月 1 日付け組織体制変更の概要について御説明する。まず、第 1 点目のこどもの安心支援チームのための体制整備である。令和 4 年 4 月にいじめ重大事案に関し調査を行う第三者委員会の調査報告書が手交された。その報告書に基づき、被害を訴える被害児童生徒、保護者の支援に徹するこども安心支援チームを設置したいと考えている。また、児童生徒の自死事案があった場合、自死に至った背景調査を担当する指導主事を新たに配置する必要があると考えている。これらのことから、こども安心支援チームの設置のための体制整備として総務課担当係長 1 名を新設するとともに、指導部総括指導主事 1 名を新設するものである。なお、この体制整備の検討などを担うため、令和 4 年 10 月 1 日付けで設置した企画調整担当課長については廃止をする。

次に自治体システムの標準化に対応するための体制強化である。各自治体は国が示している標準準拠システムに、令和 7 年度末までに移行することが義務づけられている。この移行期限の延長も検討されているが、国において当該期限のまま移行をめざすことが決定されたこともあり、このシステムを担う学校運営支援センターに担当係長 2 名を新設するものである。

次に校務 D X 推進のための体制整備の充実についてである。今後、デジタル化することによる安心安全な学校運営や学力向上につなげるとともに、長時間勤務が課題となっている教職員の働き方改革につながることが期待される。この公務のデジタル化を一層推進するために体制を強化することとし、学校運営支援センターに担当係長 2 名を新設する。なお、I C T に関する技術的業務については、本市職員のスキル習得が不足している分野であることから、民間企業でシステム開発などの経験を有する人材を公募し、任期付職員として任用したいと考えている。

次に休日の部活動の段階的な地域移行に向けた準備事務のための体制整備についてである。現在、休日の運動部活動から段階的に地域に移行していくことが検討されている。将来

的な運動部活動の段階的な地域移行に向けての検討を進める必要があり、指導部担当係長 1 名を新設する。

次に小中一貫校及び不登校特例校の開設に向けた準備事務のための体制充実である。令和 6 年度に開設予定の中之島小中一貫校の教育内容を検討するため、指導部に首席指導主事及び総括指導主事を新設する。また同時期に不登校特例校の開設予定で、2 校の開校準備が同時進行となることから、開校準備事務に当たる担当係長、指導部の担当係長 1 名を新設する。

次に生涯学習部長と中央図書館長の兼任の解消であるが、平成 27 年度から生涯学習部長と市立中央図書館長を兼務することとしていたが、共に重要施策を抱え、多忙を極めることから、兼務を解除して 2 名体制とする。

最後に業務見直しによる職の廃止として担当係長 2 名を廃止している。組織体制変更の概要については、以上である。

これを踏まえた規則の改正を行いたいと考えており、改正理由としては、先ほど説明した令和 5 年 4 月 1 日付けの課長級ポストの設置及び廃止に伴う規定整備を行うため、規則を改正するものである。施行期日については、令和 5 年 4 月 1 日としたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 大きなことは企画調整担当課長を 1 名廃止して、その代わりに担当係長と指導主事 1 名を充ててそれで体制を整えるということですね。

【川本総務部長】 はい。

【森末委員】 その 1 名減った課長のポストは、区の担当で増えるのですか。

【川本総務部長】 プラス 1 で借りていましたので、返します。

【森末委員】 そういう事情があるのですね。結構です。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第33号「職員の人事について」及び議案第34号「職員の人事について」を一括して上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

いずれも本年3月31日付け並びに4月1日付けで行うとしている校園長等の人事異動である。まず議案第33号について、事務局等へ異動となる者である。次に議案第34号について、学校園の校園長等の異動である。退職については3月31日付け、その他は4月1日付けで発令をしたいと考える。

採決の結果、委員全員異議なく、それぞれ原案どおり可決。

議案第35号「職員の人事について」及び議案第36号「職員の人事について」を一括して上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第35号については、職員の退職についてである。調書には、令和5年3月31日付けにて退職する係長級以上の職員を記載している。続いて、議案第36号について、局長級の異動であるが、教育次長について、定年退職のため、後任に経済戦略局理事の藤巻 幸嗣を充てることとする。教育監について、任期終了で退職するため、後任に指導部長の福山 英利を充てることとする。続いて部長級である。政策推進担当部長には、教育政策課長の松浦 令を昇任の上、充てることとする。次に、教務部長の忍 康彦が市民局に転出になるので、その後任として学校環境整備担当部長兼生野区役所こども未来担当部長の上原 進を充てることとする。その後任としては、住吉区役所総務課長の近藤 律子を昇任の上、充てることとする。次に、議案第32号で説明した、生涯学習部長と市中央図書館長の兼務解除により、飯田 明子の中央図書館長の兼務を免じ、市立中央図書館長の後任には、建設局の北部方面管理事務所の西 徹を充てることとする。続いて、指導部長には、天王寺中学校校長の大西 啓嗣を昇任の

上、充てることとする。学校教育推進担当部長兼第4教育ブロック担当部長には、指導部初等・中学校教育担当課長の中道 篤史を昇任の上、充てることとする。部長級の最後になるが、教育センター所長については、水口 裕輝を再任用で充てることとする。続いて、課長級のうちとりわけ主要なポストについて説明をする。総務部教育政策課長の後任としては、東住吉区次世代育成担当課長兼教育委員会事務局総務部東住吉区教育担当課長の伊藤 純治を充てることとする。教務部教職員サービス・監察担当課長には、市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課長の中野 泰志を充てることとする。

採決の結果、委員全員異議なく、それぞれ原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
